

明治期学校表簿にみる児童理解実践 「個性調査簿」の成立過程

The Interpretive Practice Utilizing School Records of Pupils during Meiji Era :
The Development Process for the Assessment Chart of Individuality

有本真紀
ARIMOTO, Maki

【要旨】 本稿の目的は、明治期末に成立し、大正期にかけて普及した「個性調査簿」の成立過程を明らかにすることである。この学校表簿は、児童個人の性格特性や身体に関する事項、学業成績はもとより、家族構成や生活程度、近隣の状況に至るまでの詳細な情報を網羅的に記録したものである。ここでは、児童の個人性を書きとめてきた表簿の「形式」と、そのセルに記入される「言葉」に注目する。その「ささやかな技術」は、教師が児童という存在をどのような面や切り口でとらえ、どういった言葉で理解するよう仕向けられていたかを表しているからである。そこで、集合をではなく個人を記録する形式への変化、個人性を表す項目数と言葉の増加、時間経過を記録する形式への変化、「個性」の語と表簿との結合を中心に史資料を読み解いた。この検討を通して、表簿による児童理解実践の中でこそ児童の個人性が見出され、ひいては児童という存在が定式化されてきたこと、個性調査が家庭の学校化、社会の学校化を促してきたことを論じた。

キーワード 個人性、書記行為、品行性質、児童観察、個性調査

1. はじめに

現代の学校教育において、「個性の尊重」と「児童生徒理解」は、文部政策のレベルでも、実践あるいは教員養成レベルにおいても重視され、頻繁に使用される言葉である。これらは教育の「基本的な考え方」として位置づけられ¹、その実現に向けて日々心がけ、実践できることが教師に求められる資質・能力だとされる。そのため、教員採用試験の小論文課題には、「個性を

育てるために」「児童生徒一人一人の個性を生かすために」「児童生徒をよりよく理解するために」、あなたは教師としてどのような取り組みをするかといった出題がなされる。受験者は、「自分はいかに個性を尊重し、児童生徒を理解できる教師となる可能性があるか」を表明するよう求められるのである。無論、一義的な正解の有無は不明だが、どのような取り組みを述べるにせよ、その根底には「教師は一人一人の子どもをよく観察し理解する姿勢をもつべきだ」との前提が存在すると思われる。

この、教師は子どもをよく観察し理解すべきだという言葉は、近代学校が始まって間もないころから絶えず繰り返されてきた。たとえば、東京府「教師心得」(1877)は「児童ノ性質ヲ識別スルハ最緊要ノコト」と規定している。これより3年早く出版された筑摩県師範学校編纂による『上下小学授業法細記』(1874)にも、「授業心得」の項目に次の記載がある。「授業時限十分前、受持教員、教場必用ノ品ヲ携へ、生徒ノ扣席ニ至リ、生徒ノ挙動ニ注意シテ、保護ノ念ヲ忘ルベカラズ、平生、能ク生徒ノ氣質ヲ、察知スルヲ至要トス」(筑摩県師範学校編 1874, pp.1-2)。このように、児童の「性質を識別」したり、「氣質を察知」したりすることは、当時の教師にとっても最重要課題とされていたことがわかる。とりわけ『上下小学授業法細記』では「平生」の観察を重んじ、その具体的方策として授業前に生徒控席へ赴くよう指示している点が注目されよう。

しかし、本稿が着目するのはそうした教師の心がけの次元ではなく、記録という方法——フーコーの言葉を借りるならば書記行為^{エクリチュール}——を介した児童理解実践である。フーコーは、試験に付随する書記装置が「記述可能で分析可能な客体として個人を組立てうる可能性」と、集団の記述や個人々相互の逸脱の評定といった「比較中心の或る体系を組立てる」可能性をきりひらいたと指摘した。彼は、いわば反語的に「個別的記述や尋問調書や病歴口述書や《一件書類》などの登場」を「些細な歴史上の問題」と位置づけ、「表記法や帳簿記入や書類の構成やページごとの段分けや図表化など」をさして「ささやかな技術」と呼ぶ。だが、人間諸科学の誕生は、そうした「栄誉などとは無縁な記録」のなかにこそ求められるというのだ。それゆえ、「書記行為や帳簿記入の諸方式のほうを調べなければならず、試験(診断・検査をふくむ)の機制のほうを、規律・訓練の装置の形成や身体支配の新しい型の権力の形成のほうを調べなければならない」(Foucault 1975=1977, pp.193-194)のである。

本稿が扱うのは、その「ささやかな技術」を用い、縦と横の罫線が十字に交差する枠組みを備えた学校表簿のひとつである。いうまでもなく、近代学校は児童に関するさまざまな記録——学籍簿、出席簿、日課優劣表、勤惰行状表、試験成績表、賞罰録など——を取ってきた。それらの表簿の中には、児童の個人性(individuality)を表す言葉も書きとめられてきた。この、児童の「何」を個人性として記録するかは、それが表簿に記入される以上書記行為に先立って想定されていなければならない、その想定はおのおののセルに記入されるべき言葉の選択肢、すなわち児童の個人性を表現する言葉をも——「品行 = 方正」「学業 = 優等」のように——規定する。つまり、表簿へ記入するという行為は、前もって (pro-) 書かれたもの (-gram) ——それはまだ可能性でしかないが——を、目に見える文字に置き換え、網目の中に定着させることではないだろうか。

そこで本稿では、児童の個人性を記録してきた表簿の「形式」と「言葉」に注目する。それは、当該児童がいかなる個人性を有していたかということ以前に、教師が児童の個人性をどのような面や切り口でとらえ、どういった言葉で理解するように仕向けられていたかを表しているからで

ある。この基本認識のもとに、近代学校成立から「個性調査簿」誕生に至るまでの、表簿による児童理解実践の経緯を明らかにすることをめざしたい。

2. 対象とする史資料について

「個性調査簿」というのは、性格特性や身体に関する事項、学業成績その他児童の個人性にかかわる詳細な情報を集め、記録した表簿のことである。「個性観察簿」「児童観察簿」「児童訓練簿」「児童教育簿」などの名称を用いているものもある。こうした名称の表簿が出現したのは、明治末期から大正初期にかけてのことである。

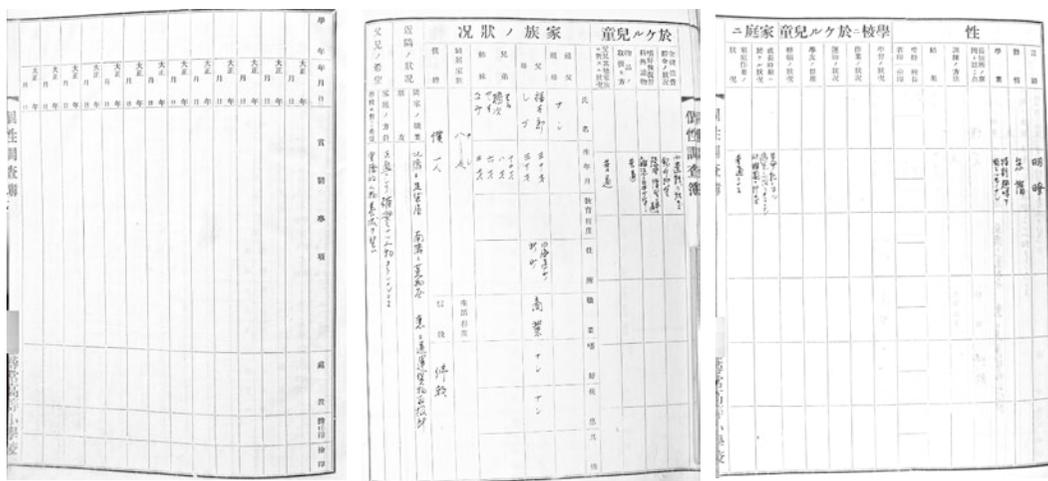
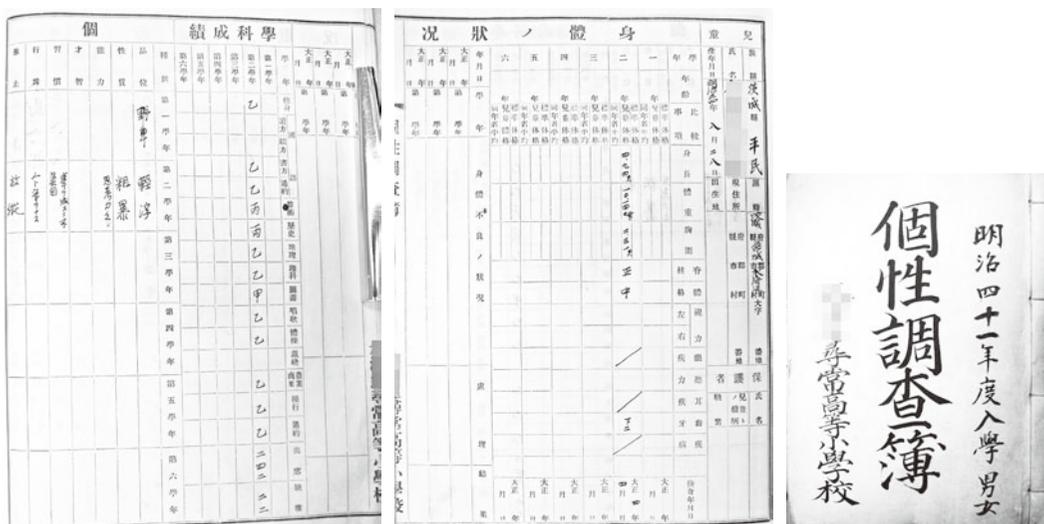
従来これらの表簿に関する研究は非常に限られており、ここで言及しておくべきは以下の数点にとどまる。山根俊喜は、明治末から大正初期における個性教育論を整理し、個性教育の実践的展開を述べるなかで、個性調査および個性観察簿の特徴や機能をまとめている。山根の見解によれば、この表簿は「『操行査定簿』『性質品評票』『訓練簿』など行状、操行査定原簿となる資料を前史」とし、「訓育・管理の評定と指導の必要から発展した『操行査定簿』の類が、この時期の個性尊重の主張を媒介に、教育全体の基礎資料を提供するものとして再編されるに至ったもの」（山根 1995, p.208）とされる。また、片桐芳雄は、日本における「個性」という語の登場と展開を素描するなかで、1910年代には「小学校の現場で『個性観察』の重要性が盛んに主張され、これまでの児童訓練のための品性調査録や性行品評録などは、個性観察簿、個性調査簿などと称されて、ほとんどの学校に置かれるようになってきた」と述べている（片桐 1995, p.63）。個性調査簿の成立過程についてはこれ以上に言及した例をみることはできず、十分に解明されているとはいえない。

また、表簿の形式と言葉に注目する本稿にとって、参照すべき先行研究と位置づけられるのは、河野誠哉の一連の研究である。とくに、明治期小学校における学業成績表形式の変容を追った研究（河野 1995）、昭和初期の個性調査簿を扱った「個性の生産」（河野 2003）は、表簿の形式に着目している点で示唆に富んでいる。これらの内容については、表簿の変遷を追う過程で適宜ふれることとする。

さて、片桐（1995）も言及しているように、1910年代にはほとんどの小学校に個性調査簿が置かれていたようである。しかし、広く普及していた記録実践でありながら、個性調査簿には学籍簿のような保存義務がなく、学籍簿の何倍もの嵩があることから、一次史料が残る学校は多くない。そのためか、従来の研究は当時の教育学書の記述のみを基にしており、管見の限り実際に教師が記入した個性調査簿を扱った研究は見られない。

それに対し本稿は、共同研究チームとして収集を行った、複数地方の小学校数校に現存する一次史料を資源として使用する。本共同研究チーム³では、膨大な表簿を画像として保存し、データベース化と分析を進めている。さらに、「個性調査簿」につながる表簿として「性質品評表」「人物査定表」「操行査定表」なども収集しており、これらもあわせて参照する。こうした一次史料に加えて、明治期に発行された学校管理法書の類および教育雑誌にみられる児童の性質や個人性を記録する表簿に言及した記事を用い、学校表簿による児童理解実践の経緯をたどりたい。

その課題に入る前に、個性調査簿が具体的にどのようなものであるかを理解するため、本共同研究が収集した個性調査簿のうち最も早い時期に作成されたと思われるものを示す。



〈資料1〉 茨城県内 A 小学校「個性調査簿」

〈資料1〉の6葉の写真は、茨城県内のA小学校に残る「個性調査簿」のうち最も古いものである。右上が表紙，児童一人分6頁のうち上中央が1頁，左上が2頁，右下が3頁，下中央が4頁，左下が5頁であり，6頁めは5頁と同じ形式となっている。

この1冊には，明治34～35年生まれ，同41年尋常科入学の35名分が綴じられているが，記載は「第二学年」の一年度分のみで賞罰の記載はない。記入されたのは，当該児童らが高等科二年生であった1915（大正4）年と推定される。A小学校には，大正期の個性調査簿だけで48冊が保存されており，1冊の厚みは5～6cmを超える。〈資料1〉の写真は記載事項がまばらだが，全学年分の情報がもれなく記入された冊子の様相は壮観である。一人分が6頁にも及び，以下に示すように細分化された項目が並ぶ表簿は，個性尊重の考え方が深化した現在からみても質量共に驚くほどの情報で埋められているのであり，身体や学業成績，性格，生育歴や家庭環境，近隣

の状況などを網羅した表簿からは、約100年前に児童であった「一個人をふたたび見つけ出しうる」(Foucault 1975=1977, p.193) ことを実感させられる。

さらに、この冊子の表紙を開くと、当時の教師が個性調査簿の記入にあたって必ずこれを参照したと思われる、「個性調査説明」の表題が記された4頁からなる謄写版刷りの文書が綴じ込まれている。長い引用となるが、個性調査簿に含まれる項目と、そこにどのような言葉を記入することが想定されていたのかを把握するために、文書の内容全体を示す。

〈資料2〉A 小学校「個性調査簿」の最初に綴じ込まれた「個性調査説明」

- 一、本校ニ於テハ児童教育ノ効果ヲ有効ナラシメンガ為メ児童各自ノ個性ヲ調査シ其長ノ發揮短所ノ矯正ヲ計ルモノトス
- 一、本校ニ於テハ別紙様式ノ帳簿ヲ備ヘ各担任訓導ハ受持児童ノ個性ヲ調査記入シ教授訓練ノ資ニ供スルモノトス
- 一、調査簿ニ記入スベキ事項左ノ如シ
 1. 児童氏名、族稱、生年月日、本籍、現住所、出生地、保護者氏名、児童トノ續柄、職業
 2. 身体ノ状況 身体検査票ヨリ写取シ、標準体格及ビ本校児童中同年者平均ト比較シ發育状況考察ノ参考トス
身体不良ノ状況 身体検査若クハ其後ニ於テ不良ノ点ヲ発見シタルトキ直ニ記入シ矯正若クハ救済ノ方法ヲ講シ学年末ニ於テ其結果ヲ記入スルモノトス(疾病ノ状態五官ノ欠陥、身体ノ畸形、眼疾、耳疾、聴力、視力等可成の具体的ニ記入スルモノトス)
 3. 学科成績 学年末ノ成績ヲ記入ス
 4. 個性
 - イ 品位 容儀端正又ハ乱雜、威重、輕薄、高尚、野卑等
 - ロ 性質 従順、傲慢、正直、沈着、剛毅、懦弱、狡猾、誠実、質朴、薄情、硬直、健俊、快闊、頑固、謙遜、陰險、執拗、綿密、熟慮、遠慮、勇氣、同情、愛情、小譚、權勢、名譽心強シ、利己心強シ等
 - ハ 能力 注意深シ、觀察力鋭敏、想像力ニ富ム、記憶力強シ、意志強固、思考力強シ、理解力乏シ、決断力ニ富ム、能ク判断ス等
 - ニ 才智 能ク事ヲ弁ス、応用ノ才アリ、世才ニ富ム、機智、迂闊等
 - ホ 習慣 善良ナル習慣及ビ矯正スベキ習慣通を記入ス
 - ヘ 行為 能ク人ニ交ル、世話ヲ好ム、約ヲ守ル、正直、虚言ヲ吐ク、人ト争ヲナス、人ヲ凌グ、人ニ狎ル、人ヲ侮ル、人ヲ誹ル等
 - ト 举止 静肅、輕率、粗暴、不整、活発、敏捷、遲鈍、温雅、喧騒、無邪氣、放縱等
 - チ 言語 明瞭、爽快、訥弁、不明、急調、高声、低声、洪滞、多弁、寡言、能弁
 - リ 勤惰 勉強、怠惰、放埒、欠席遅刻早退ノ多少、学用品遺忘ノ状況等
 - ヌ 学業 各学科ニ対シ趣味ノ状況、進歩ノ模様等
 - ル 以上ノ個性中長所短所ヲ生シタル原因ト認ムル点
 - ヲ 訓練ノ方法 以上ハ可成一学期末迄ニ調査シ訓練ノ方法ヲ講スルモノトス
 - ワ 結果 学年末ニ於テ訓練ノ結果ヲ記入ス

5. 学校ニ於ケル児童

- イ 学習ノ状況 学習ニ興味ヲ有スルヤ否, 精ヲ出シテ学習スルヤ否等
- ロ 作業 作業ヲ嫌フカ否, 能ク作業ニ従事スルカ否等
- ハ 運動ノ状況 運動ヲ好ムカ否, 好ム運動ノ種類, 嫌フ運動ノ種類等
- ニ 学友ノ信用 学友間ノ信用ノ有無, 軽蔑セラレザルカ, 嫌レザルカ等
- ホ 整頓ノ状況 学用品, 下駄, 傘, 机腰掛, 其他凡テニ付テ能ク整頓セルヤ否ヤヲ調査記入ス

6. 家庭ニ於ケル児童

- イ 学齡前ニ於ケル状況 生母ノ乳ニ依リシカ, 里子ニ出テシカ, 生後現在ニ至ルマデノ疾病ノ状況, 發育ノ模様, 幼稚園ニ入りシカ, 子守ニ依リシカ
- ロ 家庭作業ノ状況 児童ノ家庭ニ於ケル作業ノ模様
- ハ 金銭消費及貯金ノ状況 小遣錢消費ノ模様, 貯金ヲナスカ否及ヒ其方法等
- ニ 嗜好予習復習課外読物 如何ナルモノヲ嗜好スルカ, 学科予習復習ノ状況, 科外読物ノ有無種類
- ホ 物品取扱方 鄭重ナルカ否, 物品被服類等整頓ノ状況
- ヘ 父兄其他家族ニ対スル状況 目上ノ者ニ対スル有様及弟妹ニ対スル有様, 僕婢ニ対スル有様

7. 家族状況

- イ 祖父 祖母 } 氏名, 生年月, 教育程度, 住所, 職業, 嗜好,
- ロ 父 母 } 疾病, 其他。児童ニ遺伝若クハ感化ノ關係アリト
- ハ 兄弟 姉妹 } 認ムル点
- ニ 同居家族 叔父母伯父母等同居シ居ルヤ, 其児童ニ対スル状況等
- ホ 僕婢 有無人員等
- ヘ 生活程度 資産ノ有無, 生計ノ模様, 戸別割若シクハ之ニ類スル等級ノ類
- ト 信教 種類及ビ熱心ノ程度

8. 近隣ノ状況

- イ 隣家ノ職業ノ種類
- ロ 朋友 常ニ親シク交ル朋友ノ名及ヒ其者ノ性行概略

9. 父母ノ希望

- イ 家庭ノ方針 児童ニ対スル教育ノ方針及ビ希望ヲ記入ス
- ロ 学校ニ対スル希望 該児童ニ関シ学校ニ対スル希望ヲ記入ス

10. 賞罰事項 賞罰アリタル都度之ニ対スル訓練ノ方法等ヲ記入ス

「個性調査簿」が, いかにか包括的なものであり, 児童個人に関する情報を網羅的に記録して, その細部に至るまでを把握しようとするものであったかが理解できよう。

以下, 児童の個人性を記入した明治期の学校表簿をたどるにあたって, 「性質品行の査定と表簿」 「累加記録の浸透」 「個性調査簿の成立」に分けて記述する。なお, 各項目はおおむね年代を追っているが, 移行の過程は相互に重なっている。

3. 性質品行の査定と表簿

3.1 学籍簿への「品行性質」欄の登場

等級制をとった学制期の学校において、最も大きな役割を果たしたのは試験である。各級の及落判定にあたっては、試業の点数のみが判断基準であり、生徒のふるまいや性質はほとんど考慮されなかった。

しかし、新たに出現した集団行動を旨とする学校という機関では、それ自体が機能していくために生徒の日常行動管理も重要であり、とりわけ時間の遵守、出入りを含めた教室でのふるまい方が重視された。こうした生徒の学校生活上の管理は「生徒心得」およびそれを補完する賞罰規則にのっとって行われ、「賞罰録」に記されることもあった。また、目立った賞罰の有無にかかわらず、生徒の日常は「勤惰行状表」や「日課優劣表」などの表簿に記録された。これらの表簿は生徒氏名を横一列に連ね、縦列の見出しには1日から31日の日付を並べて1枚に1カ月分を記載できるようになっており、出席した日の行状を10点または20点満点で記入したものが多く残っている。この行状評価は、天野正輝によれば「地位の低い修身科を補うため」のものであったとされる(天野 1993, p.47)。だが、前述のように「児童ノ性質ヲ識別スルハ最緊要ノコト」だったのであり、児童の性質は間もなく単なる教師の心得というレベルを超えて、点数以外の文字によって表簿に書きとめられることになる。

その端緒となったのは、1881 (M14) 年4月30日付文部省達第十号府県達「学事表簿取調心得」である。このうち「第一式甲生徒学籍簿」は右の〈資料3〉の様式で、一番下に「品行性質」欄がある。この欄の記入について、同達は次のように説明している。

退学年月日退学ノ理由ハ生徒就学中
或ハ他ニ転籍シ或ハ小学校ニ於テ小
学全科又ハ小学科三ケ年ノ課程ヲ卒
テ他ノ学科ヲ修メ或ハ職業ニ就ク等
ノ類ヲ別チ之ヲ詳記シ特ニ品行性質
ノ如キハ教員宜ク各生徒ニ就テ之ヲ
詳記スヘシ

(弾 1882, p.121)

ここから、「品行性質」欄は卒業を含む退学に際して記入が求められていたと推測される。当時の他の解説書も退学時

八	七	六	五	四	三	二	一	號	番
									入 學 年 月 日 生 徒 姓 名
									年
									從 前 ノ 教 育
									同 任 所
									父 母 或 ハ 姓 名 等
									同 族 籍 職 業
									別 入 級
									入 級 年 月 日
									退 學 年 月
									退 學 理 由
									品 行 性 質

甲
號
第
一
式
甲
何
府
何
國
何
區
郡
何
村
町
立
小
學
校
私
立
小
學
校
及
村
町
立
諸
學
校
生
徒
學
籍
簿
〔原表洋紙輪廓表裏共楮五寸八分〕

〈資料3〉第一式甲生徒学籍簿 (1881年)

の記入を裏づけており、その理由は次のように説明されている。

此欄ハ生徒入校ノ際教員其生徒ニ就テ目其品行性質ヲ了知シ得ルモノニ非ス殊ニ品行ノ如キハ其始メ不善ナルモ教育ノ其身ニ徹底スルトキハ必ス善良ニ変スルハ必然ナレハ其変更ヲ来ス毎ニ之ヲ改記スヘシト雖モ到底退学ノ際記入スルヲ主眼トス (赤山 1883, p.46)

教員ノ調ヘ置キタル学科成績日常行状等ニ係ル諸表ヨリ調ヘ出シ短間ニ字句ヲ作り退学ノ際留メ置クヘシ蓋シ此児童後來ノ品行上ニ参考スルノ具歟 (渡辺編 1884, p.3)

つまり、「品行性質」欄は、成績査定や指導の資料としてではなく、児童が当該学校の学籍から外れるに際して記入し、退学後の参考に供する記録として学校表簿に現れたのであった。

この「第一式甲生徒学籍簿」の形式は、収集した一次史料においてはやや簡略化されているものが多い。そのうち「品行性質」欄は、〈資料4～6〉に見るように空欄が目立ち、生徒の行状を日々点数評価する表簿が熱心に記入されていたのに比べ、積極的に記入されていたとは言いがたい。

〈資料4〉 (左) B 小学校明治 14 年 7 月訂正学籍簿。品性質欄には記載なし。

〈資料5〉 (中央) B 小学校明治 14 年 7 月訂正学籍簿 (資料4の続き)。9 名中 2 名に「頗ル正シ／恭順ニテ直」[全]の記載あり。

〈資料6〉 (右) C 小学校明治 13 年入学者, 同 15 年～16 年記載の学籍簿。8 名中 4 名に「端正」「品行端正」の記載あり。

なお、〈資料3〉「第一式甲生徒学籍簿」および〈資料6〉のように1頁に複数名の情報を記載する形式を、河野(1995)にならって「集合表」と呼ぶ。この学籍簿の特筆すべき点は、等級が進むごとに情報を累加する集合表になっていることである。その利点を当時の管理法書は以下のように説明している。

教師ハ予テ以テ児童ノ入学ノ年月日及其際ノ学力ト各級ヘ昇級セシ年月日トヲ知り其就業ノ年数ト其進歩ノ如何ヲ眼前ニ表書シテ一目了認スルコトヲ得ヘシ……各児ノ成績ヲ比較スルトキハ其進歩ノ差異及其原因ヲ発見シ得テ……后来ノ教育ヲ施スノ目算ヲ定ムルノ基礎トナリ (宮林 1884, p. 139, 下線引用者)

当時の学籍簿が集合表であったのは、「児童たち」に関する情報を表簿の中で比較可能な「一群の対象」とすることに主眼が置かれたことの表れだったと解することができる。

3.2 項目別査定の開始と実践への浸透

この、「品行性質」を退学に際して一つの欄に記入する状況に変化をもたらす契機となったのは、若林虎三郎と白井毅が著した『改正教授術』(1884) および、1887 (M20) 年に出された「人物査定」(文部省訓令第11号) であろう。

開発教授のバイブル的存在であった『改正教授術』には、修身科「試業ノ心得」として、一度の試験で評価を行うのではなく「^{かいちよく}戒飭表」と「性質品評表」を作成し、以下のように平素の観察を行うこと、1学期間(標準的には半年)に1~2回調査して〈資料7〉に示す表簿を作成することを勧めている。この、性質品評を数項目に分け平素の観察結果を記録する方式は、明らかに後の表簿へとつながるものである。

試業ハ単ニ是レ修身上ノ智識ヲ検定スルモノナレバ……其実践如何ニ至テハ左式ノ二表ヲ製シ平素各生徒ノ品行ヲ観察シテ精細登記シテ其ノ智識ト実践トヲ対比斟酌シ以テ及第落第ヲ決シ又賞与スベキヤ否ヤヲ判スルヲ善トス

第一表式 「戒飭表」(戒飭の理由, 月日, 姓名)

第二表式 「性質品評表」(心性, 挙止, 言語, 約束, 勤惰, 体質, 家長職業, 年齢, 姓名)
此ノ表ハ平日観察スル所ノ成績ヲ登記スルモノニシテ一学期間一回若クハ二回調査スルモノトス而シテ唯是レ教員ノ参考ニ供スベキモノナレバ生徒及其ノ父兄ニハ決シテ之ヲ示サルヲ善トス (若林・白井 1884, pp. 7-8)

テ一學期間一回若クハ二回調査スルモノトス而シテ	遲鈍	粗暴	業ニシテ	柔和	朴直	敏捷	沈靜	心性
	テ發徐ハズ	暴發	テ低ニシ	優靜	活潑	人ニ狎ル	端正	舉手
	テ聲不明	過激	時ニ違フ	明亮	濁聲	明辨	極明亮	言語
	守ル	注意	時ニ違フ	忘	尋常	勉	同	約束
	惰	強壯	稍弱	弱	強壯	少弱	同	勤惰
	弱	強壯	稍弱	弱	強壯	少弱	同	體質
	高平	無士	商	官士	工平	官士	高平	無士
	民	職族	吏族	吏族	民	吏族	職族	職族
	五十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月
	何誰	何誰	何誰	何誰	何誰	何誰	何誰	何誰

〈資料7〉 「性質品評表」若林・白井 1884『改正教授術』続編巻二, p. 7 (なお, 最も右の段の2項目目にある「挙手」は「挙止」の誤りと思われる)

一方、「人物査定」も『改正教授術』と同じく、行状点と修身科の試験点数とを分離し、修身科は知的教科の達成として、行為・行動・性格については「人物査定」によって、これを「学力」から分離して評定することがねらいであったとされる（山根 2000, p.68）。訓令第 11 号は、「人物査定」の項目とその具体的内容・方法を以下のように示している。

- 一、品行 修身上ノ訓戒ヲ遵守スルノ度＝平素ノ行為ニヨリ
- 二、勤勉 学業精ノ度＝學術ノ成績出席ノ度及平素ノ勉力ニヨリ
- 三、才幹 才能応用ノ度＝平素事物ヲ処理スルノ才力ニヨリテ

このように、『改正教授術』にしても「人物査定」にしても、児童の「品行性質」を数項目に分けてとらえるところに新しさがある。一つのセルのみだった児童個人の「品行性質」は、三つないし 6～7 個のセルを与えられ、教師はそれぞれのセルに相応する語を記入するよう求められることになったのである。『改正教授術』において「体質」や「家長職業」を「性質品評」の項目に含めていること、また単に表簿の様式を示すだけでなく、それぞれの項目欄にどのような言葉を用いて児童の性質を記入すべきかを具体的に例示していることは、後の個性調査簿との連続性を示すものとして、とくにその重要性を指摘しておきたい。

明治 20 年代には、児童を観察・記録することの重要性や方法を提案する雑誌記事が目立ち、児童の性質を分析的にとらえるための表簿が実践の場に広がっていく。たとえば、「如何に公平に出来たる試験表と雖、實質生徒の心力を写し出すの力は、甚だ少き者なり。…其他に教員は宜く生徒の心力開発の状を記録せる帳簿を作り置くを必要とす」（「生徒の心状を記録し置くべきこと」『教育時論』第 110 号, 1888.5.5, p.28）という提案がなされている。例示されているのは教師の自由記述による日誌風の様式であり、原則として一日に一人の児童を決めて詳細に観察し、記録するよう勧めている。学業成績や行状のみを記録する試験表では十分ではないとして、生徒の「心力」なかんずくその「開発の状」を記録すべきだというのである。

また、1890 年ごろの学校管理法書には、「生徒性質品評表」の項目として、5 項目から多いものでは 10 項目程度が提案されている。たとえば、「心性、挙止、言語、約束、勤怠、学力、家長職業、年齢ノ項目」（多田 1889, p.152）、「各自ノ稟性、性癖、言語、挙動、才能、品行等」（峰・生駒 1890, p.80）、「心性、気質、心力、芸能、才智、行為、言語、挙止、体質、年齢、品定」（能勢 1890, pp.252-254）といった項目である。いずれも文部省訓令の「人物査定」より詳細な項目設定であり、性質の範囲には身体や学力を含めている。また、家長職業も必須の記入項目とされていた。

こうした提案が実際に小学校で実践されていたことを、一次史料で確認したい。1889（M22）年記載と推測される、〈資料 8〉山形県 D 小学校の「尋常科第三年生徒人物品評表」には、「徳性、才幹、言語、行為、健康、家長職業、生年月」の欄がある。さらに、これと対応して〈資料 9〉の「生徒人物査定表」も存在し、「徳性、才幹、言語、行為」の 4 項目を各 25 点満点、合計 100 点として査定を行っている。この「品評表」と「査定表」は、同じ児童たちについて記載されたものである。

簿」に情報を累積し、最終的に操行査定簿に集約することが求められていた。

詳細な記録に集合表は適さない。入賞した芝区公立桜川小学校の「操行査定簿」は、操行が4学期分、適用は12カ月分の記入欄を設けており、1人分が2頁の「単年度累加個人表」となっている（東京府教育会 1890, pp.38-40）。〈資料10〉右端の列、この表簿にとっての見出し部分に氏名が書き込まれ、中央で山折りされる1枚の紙には、当該児童以外の情報は記載されない。年4回操行査定を実施して累加記録し、毎月の摘要を書き加える様式はまさに、この一葉に児童個人の出自と当該学年児童としての1年間を丸ごと転写しようとするかのようなものである。

1885年の文部省達が実施されるにともなって一等級の標準学修期間がそれまでの半年から一年へと改められ学年制となったこと、1891年「学級編制等ニ関スル規則」（文部省令第12号）により学級制へと移行したことも⁴、こうした単年度累加個人表の登場をもたらした要因であろう。

月												考										備			日年月年			
三月	二月	一月	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	科	授業	種痘	天然痘	性質	怠勤	術学	語言	作動	質體	父兄ノ後見人ノ親	父兄ノ親	父兄ノ親	明治	日	地生	出
摘要												芝区公立桜川高等尋常小学校操行査定簿																
												業務	家庭ニテ就ル	家庭ニ	ムル学	ニテ修	学校外	種數	家族	妹ノ數	兄弟姉	別父兄ノ親	年父兄ノ親	父兄ノ親	父兄ノ親	籍族		
摘要												操行得点				記			雜			育教ノ前從			名氏			
												第四學期	第三學期	第二學期	第一學期	合			計						日年月年			
摘要												常優ノ等			通約學			合			計			日年月年				
												別尋			期			計						明治				
點約通期學 第												計			合			日年月年										

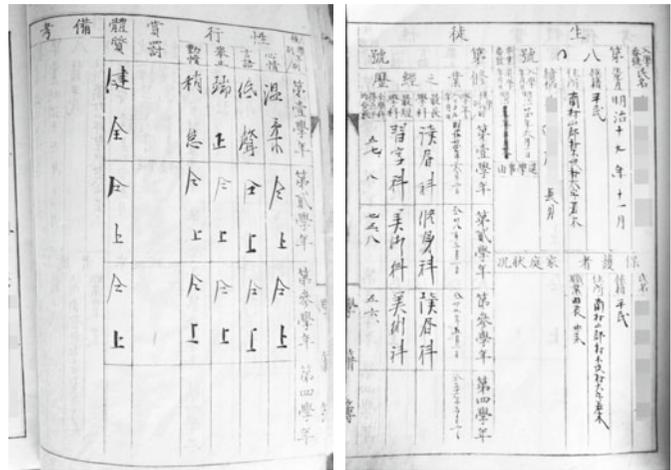
〈資料10〉芝区公立桜川高等尋常小学校「操行査定簿」

出典：『東京府下小学校教育品展覧会報告書』第2冊附録（東京府教育会 1890, pp.38-40）。入学年月日、出生地、族籍、住所、氏名、生年月日、備考（体質、動作、言語、学術、勤怠、性質、種痘天然痘、授業料、父母後見人ノ業務、父母祖父母ノ年齢、実養父母ノ別、兄弟姉妹ノ数、学校外ニテ修ムル学芸、家庭ニテ就ル業務）、従前ノ教育、雜記、操行得点（4学期各、合計、通約、優等尋常ノ別）、月ごとの摘要、正負、得点、小期得点、合計、第○学期通約点の欄がある。

4.2 「一目瞭然一表」——「年次累加個人表」への移行

児童についての記録の中で、当初より情報を累加する必要があったのは学籍簿である。そのために、〈資料3〉のような形式が作成されたわけだが、累加集合表が一般的であった学籍簿も1890年ごろには個人表化が進んでいた。

〈資料 11〉E 小学校学籍簿は明治 20～22 年入学者では 1 頁に 7 名記載の集合表であったのが、明治 24 年度入学者になると 1 名分が 2 頁の年次累加個人表に変化している。この学校では、4 年制の尋常科に対応して第 4 学年までの年次累加形式をとっているが、これを〈資料 3〉と比較すると児童 1 名分の情報量に大きな差がある。すなわち、「修業之履歴」として「学年ニ入りタル年月日、最長学科、最短学科、全学科得点平均分数」が、「性行」として「心性、言語、举止、勤惰」他に「賞罰」「体質」欄が設けられている。また、保護者属籍、住所、職業のほか「家庭状況」も記入できるようになっている。のちの学籍簿のように各教科各学年の成績を記入するものではなく、〈資料 7〉にあげた「性質品評表」に準じる情報の累加記録を取り込んだような形式であることが、この学籍簿の特徴といえる。



〈資料 11〉E 小学校明治 24 年度入学者学籍簿

児童個人の情報を、時間を追って累加することの必要性が広く認識されるようになったのは、1891 (M24) 年の「小学校教則大綱」(文部省令第 11 号) が、平素の行状学業を斟酌して卒業認定を行うよう指示したことと密接に関連している⁵。これによって、平素の行状を記録するため日課採点簿を備える学校が増えたといわれる(天野 1993, p.104)。平素の行状学業の記録を「原簿」として 1 年間の情報を集約し、試験成績に加味して進級や卒業を判断することになったのである。そのため、1 年間ないしは在学期間のすべてにかかわる情報を累加して記録する表簿が不可欠となった。

児童個人の情報を、時間を追って累加することの必要性が広く認識されるようになったのは、1891 (M24) 年の「小学校教則大綱」(文部省令第 11 号) が、平素の行状学業を斟酌して卒業認定を行うよう指示したことと密接に関連している⁵。これによって、平素の行状を記録するため日課採点簿を備える学校が増えたといわれる(天野 1993, p.104)。平素の行状学業の記録を「原簿」として 1 年間の情報を集約し、試験成績に加味して進級や卒業を判断することになったのである。そのため、1 年間ないしは在学期間のすべてにかかわる情報を累加して記録する表簿が不可欠となった。

また、「小学校教則大綱ノ件説明」中の「学事表簿様式制定ノ事」では、「教授上ニ関スル記述ノ外ニ各児童ノ心性、行為、言語、習慣、偏癖等ヲ記載シ道德訓練上ノ参考ニ供シ之ニ加フルニ学校ト家庭ト気脈ヲ通スルノ方法ヲ設ケ相提携シテ児童教育ノ功ヲ奏センコトヲ望ム」とされた。道德訓練の参考となる表簿を備える義務、家庭との連携を図ることの必要性が明記されたのである⁶。

児童の性質が「訓練」と結びつくことは、表簿と「時間」との結合を決定づける。訓練の成果を知ろうとすれば、訓練を施す前後や途上の変化を追わなければならないからである。間もなく、「常ニ児童ノ性行ニ注目シ、其目撃シタル事項ヲ現在性行ノ欄ニ記シ、従前ノ性行ノ欄ニハ、前学年マデニ認メタル児童ノ性行ヲ適記」する表簿が現れる(寺尾編 1894, p.327)。年度が改まり学級編成が決まると、担任教員は新しい表簿に前学年までの児童の性行を記入したうえで、現在の児童についての情報を加えていくのである。これは、会計の「前年度繰越」の概念にも似て、つねに今年度の出発点を確認しながら現在状況を把握することになる。「単年度累加個人表」でありながら前年度とのつながりを有するこの表簿は、「年次累加個人表」の前段階と位置づけられよう。

こうして、平素の児童観察・記録の重要性が繰り返し主張されるなかで、多くの項目、かつ在学中の全期間についての個人の情報を一表にまとめる提案と実践がなされるようになる。東京市麹町小学校では、従来の学籍簿は記載が不完全で教授上、訓練上の材料や参考にならないとして、「生徒履歴名簿」を作成した。これは「生徒の生年月、家族の職業、父兄の姓名、身分、本籍地、現住地、等をしらざるべからざるは勿論の事、猶更に又其の生徒の従前の教育、入学の年月日、入学以来の出席、欠席、遅刻、早引、各期試験の成績、其の生徒に関する特別の事項適用等」を記入するためのものである。児童の性質に関する項目はないが、「一目瞭然一表にして之を知り得るやうに為し置」き、「教師座右の必須物一日もなかるべからざるもの」であるとしている（教員文庫編集部編 1900, pp.83-85）⁷。

また、福岡県の小学校長は「考査成績出席身体等に関することは勿論あらゆる事柄を網羅」し、「四カ年の経過は凡て一眸」できる「統一的児童台帳」を案出している（松尾 1902, p.30）。これら「一目瞭然一表」「経過の一眸」をめざした表簿は、記入や保管上の利便性からもメリットがあるとされ、児童の性質を記録する表簿は、その後明治期を通して年次累加個人表方式へと移行していくことになる⁸。

4.3 セルに記入すべき言葉のカatalog

峰と生駒は、品評表を累加記録する必要について、気質の感化や性癖の矯正を以前と比較識別するために「年々歳々ニ記入セル品評表ニヨリテ査閲」するのが最良であり「教育上ニ於テスル調査ヲ為シ、スル反省ヲ為スヘキ用ニ供スルノ簿冊ナシトセハ、是レ即チ無責任ノ教育ヲ施スモノナリ」（峰・生駒 1890, p.81）と述べている。責任ある教育を行うには、年々歳々情報を累積する表簿が不可欠だというのである。

一人の担任教師が記載し個人的に参照する表簿であれば、その記入に際しての用語は必ずしも他の教師と共通していなくてもかまわない。だが、担任の交代があっても、累加された品評表によって児童の変化を把握するには、表簿に用いる言葉を教師たちが共有している必要がある。〈資料2〉の「個性調査説明」にみられるような、表簿のセルに記すべき言葉を列挙したカatalogは、そうした必要からも用意されたものだろう。

しかし、言葉のカatalogには、別の必要から作成されたと思われるものも存在する。『三重朝明郡私立教育会通信』には、学籍情報以外に「心性、举止、言語、約束、勤怠、体質、学力（文学、理科、技術）」の項目をもつ表簿のフォーマットが示され、各項目に対応する言葉のカatalogが語の意味を添えて掲載されている。たとえば、「心性ノ部」には「闊達、従順、敏捷、沈着、執拗、遅鈍、狡猾、卑陋、嫉妬、佞奸」の10語があげられ、闊達は「気ハッガ広ク少サナ喧嘩ハセズ凡テグヂグヂセムモノ」、卑陋は「人ガ何コトヲ云フモ是非ヲ分タズ云フ通りニ従ヒ道ノ立タヌ物品ニテモ自分ノ物ニサヘナレバヨシトスルモノ」、佞奸は「長上ニオモ子リ善人ヲ罪ニ陥ルモノ」と、まるで辞書のように各語に解説が付されている（稲垣 1891, pp.2-7）。こうした解説が必要だったのは、ここに示された語が教師にとってあまりなじみのないものであったからであろう。教師は列挙された解説を読みながら、担任生徒の中に「何コトヲ云ヒ付ケテモナゲヤリニ置キ欠席ノ多」い児童がいれば、それを「懶惰」と記述することを学ぶのである。

辞書機能をもつカatalogはこのほかには出合っていないが、セルに記入すべき用語を列挙する文献や記事は数多くみられる。こうなると、教師は児童の性質を虚心坦懐に観察して表現を

考えるより、カタログ中のどの語にこの児童の性質があてはまるかを探索するのではないだろうか。というのも、「生徒行状調査簿」を記入するにあたって、「以下の判定類語表に照合して判定語を求め記入すへし但該当種目中適當の判定語なきときは他種目中より採用し尚なきときは適當の評語を撰び記入すへし」と明記した資料も存在するからである。このカタログには、「稟性(身体の一部、心意の一部)、知力、行為、言語、習慣」の各項目に対して、教師が「選択肢」に困らないほど十分な種類の語が並んでいる。たとえば「知力」だけをとっても「感覚、知覚、注意、記憶、想像、沈思、熟慮、謀略、選択、断定、推理、努力、自制、信向」の語が並び、「行為」の項に至っては67種の語があげられている(『生徒行状調査簿』『北海道教育雑誌』第62号、1898.2.27, pp.50-53)。教師自身が「適當の評語」を考え出すのは、これだけのカタログの語をしてもなお表現できない場合に限ってのことである。

こうして示された、セルのタイトル(項目)とセルに記入すべき言葉のカタログが、児童の性質を観察する教師の目を方向付け、その目に照らされる児童の心性や行為、ひいては「児童という存在」を定式化したのではなかったか。

5. 「個性調査簿」の成立

5.1 表簿と「個性」の出合い

片桐(2006)によれば、日本の教育学書における「個性」の初出は1887(M20)年出版の国府寺新作訳『魯氏教育学』であり、individualityの訳語の一つとして使用された。「個性」はしばらくの間教育学用語として定着しなかったというが、明治20年代後半にはヘルバルト主義の理論体系とともに教育界に浸透していく。

「個性調査簿」の成立にとって重要な意味をもつ、「個性」の語と表簿との結びつきがみられるようになるのは、明治20年代終盤のことである。そのうち最初期の例と思われるものに、以下の「品性調査」に関する説明があげられる。

抑々性行ノ監査ハ最モ重大ナル事業……而シテ其監察ノ最モ困難ナルヤ、一片ノ動作、一時ノ言行ヲ以テ、直チニ其ノ品性ヲ窺ヒ得ベキモノニアラザレバ、精密ナル注意ト永久ナル觀察トヲ以テ之ニ望マザレバ、決シテ正確ナル監査ヲ遂グベカラズ、従ツテ児童ノ個性ニ対スル処置、亦其ノ当ヲ得難シ、…教師ハ常ニ児童ノ言行ヲ監査シテ、只之ヲ記憶ニ留メ、感情ニ存スルノミニテハ、正確ニ其ノ性行ヲ評量シ難シ、故ニ一言ヲ聞キ、一行ヲ見ル毎ニ其ノ品性ヲ表スルニ足ルト思惟セシコトハ、詳カニ其ノ事実ヲ記載シ、以テ他日ノ決定ニ資シ、又其ノ傾向ノ助長又ハ絶滅ヲ計ラザルベカラズ、依ツテ左ノ如キ表ヲ予メ調製シ、時ニ臨ミテ之ニ記入スルヲ可トセン(岡本 1896, pp.341-342, 下線引用者)

「個性に対する処置」を適切に行うには、品性を表すと思われる性行を「精密」かつ「永久」に観察し、その事実を表簿に記録しておくことが必要だとするのである。従来から整えられてきた児童の性質や品行・操行等に関する表簿は、その作成・記入のおもな目的を「査定の参考」に置いてきたわけだが、1900年ごろを境に「個性への処置」が目的として掲げられるようになる。

1900年の第三次小学校令施行規則が試験による卒業認定を廃したことによって⁹、平素の児童

観察はさらに重要性を増した¹⁰。また、同規則には「十号表」として初めて学籍簿の全国統一様式が定められ、この様式には「学業成績」の教科目の最後に「操行」欄が置かれた。これにとともに、各県師範学校附属小学校は相次いで操行・性行の考査法や調査手続を作成した¹¹。いずれの例も、施行規則の趣旨を反映して日常の記録用に「調査簿」（原簿）を設け、その記載事項を参酌して学期末や年度末に別の表簿に編製すること、「調査簿」には「細大漏らさず」「蒐集登録」するなどの類似点が多い。

こうした動きのなかで、平素の児童観察と訓練、さらに個性と訓練とは、より密に結びついていく。そのために得る情報は多いほどよいのであり、観察や調査の対象は児童を取り巻く環境、児童の生活全般に広がっていった。観察簿等には、「児童の個性に影響すべき事項」であれば近隣の家業まで含めた家庭環境、交友関係、児童の「裏面」さえ「悉く之を蒐集」し、「絶えず教師の手にして何時にても観察し得たる事項を記入」（板垣 1903, p.47）すべきだと説明され、矯正案の記載も必要とされた。

一方、1900年代の多くの心理学関連文献は、「個性」を遺伝（先天的個性）によるものと環境や境遇（後天的個性）によるものととらえ、男女の差異（「男子の個性」と「女子の個性」といった用法）や「多血質、胆汁質、神経質、粘液質」からなる「四気質」を「個性」の類型として説明している。こうした「個性」に関する説明のなかで、遺伝と環境双方にかかわるのが、家族および家庭の状況である。これを受けて、学校表簿には家族はもとより近隣の職業や近親者に問題をもつ者がいないかまでを含め、児童の遺伝と環境にかかわる事項が網羅的に記載されていくことになる。

次の引用は茨城県師範附属小学校主事による「児童訓練簿調製の要旨」である。ここにも、当該表簿が「個性の観察」とそれに適応する処置を目的とすると明記され、家族と家庭の状況の詳細が記入対象として列挙されている。

学級教授の通弊は、児童の個性を観察して、之に適応せる処置を施すことの困難なるにあり、即ち特質ある児童を、総て一様なる模型の中に投ぜんとするにあり、児童訓練簿は、いくぶんか此の困難を救ふ一方法にもとて、調製したるもの……其の各欄は専ら児童の個性に、影響を及ぼすべき事項を記入するものにして、即ち保護者の職業、資産、家族等の如き皆然らざるはなし、元來此の種類を表簿中には、家庭の状況、予備教育の模様、身体の具合、気質の如何、知情意発達の状態、其の他当該児童の特徴等、苟も其の児童に関する条件は、悉く之を蒐集すべきもの（板垣 1903, p.47）

「児童の個性の因て来る所」は家庭の状況に大いに関係し、性質は家庭の状況と遺伝的稟性によって異なる（池上 1905, p.24）とする認識が広がり、個性に従って訓練を施すために家庭訪問を行って家庭状況を観察記録したり、家庭に質問紙を送って回答を求めたりする実践報告が散見されるようになるのもこのころからである。こうして児童は登校してから下校するまでの言動や身体、徳性を査定されるだけでなく、家庭での手伝いや小遣いの金額まで把握される。さらに、個性の原因として考えられるあらゆることから—祖父母親兄弟の教育程度や好みから、本人のあずかり知らない養育過程や出生以前の係累関係まで—をも、「教育のまなざし」の下にさらされることになった。

なお、当時の「個性」は現在のように「尊重」の語とは結びついておらず、「処置」や「訓練」の根拠となるもの、あるいはそれ自体が「処置」や「訓練」の対象であって、助長すべき個性もあるが、より重要なのは抑制矯正すべき個性であった。

5.2 個性調査の普及

教育界の関心が児童の個性に向かったのは、就学率の上昇によってそれまで就学していなかった多様な層の子どもが学校へ集まり、児童数とともに多級学校が増加して、学年別、男女別といった、従来に比して均質性の高い学級編成が普及していく過程と軌を一にしている。等級や年齢の異なる児童を一所に集めて教えているあいだは、児童の差異は等級や年齢、性別などの属性と結びつけて理解することが可能である。しかし、そうした属性が均質の集団に対して一斉教授を行えば、児童の差異は個々人の性質の違いとして理解されるようになる。このようにして、児童集団の均質性と個性への関心は相関して高まっていったと解される。しかもこの集団は、それまでの学校教育が対象としてこなかった階層の子どもを多数含み込んだために、児童の性質を家庭環境の差異と結びつけて理解しようとする傾向が強まったのであろう。生得的か後天的か、児童本人に起因するか周囲の環境によるか、良い性質か悪い性質かを問わず、あらゆる個人の差異を包含し得る「個性」の語は、とりわけ集団教育の中で有効な概念として受容されていくことになる。そして、個性に注目し、個性に適応する処置を施すための詳細な記録を積み重ねることが、熱心な教師のすぐれて「教育的」な行為とみなされていくのである¹²。

児童の個性を観察し表簿に記す実践をリードしたのは、各地の師範学校附属小学校である。明治30年代後半以降、個性の観察と記録は師範学校および附属小学校の重要な研究テーマとなっていた。たとえば、東京府師範学校附属主事の石田勝太郎は、個性観察と個性に適した教育の必要は「殆んど異論のない」ものの、「個性の研究調査の実行方法に至つては未だ十分に研究されて居らない」として自校の実践を紹介している（石田 1907）。また、岡山県女子師範学校附属小学校では、研究報告書に20頁にわたる「児童個性の研究要項」を掲載している（岡山県女子師範学校附属小学校編 1910）。

こうした附属小学校の研究と実践は教育雑誌などにも紹介され、公立小学校の参考となった。結論を急げば、本共同研究が収集したA小学校「個性調査簿」は、前述の板垣が主事であった茨城県師範学校附属小学校の実践が基になっていると考えられる。下に掲げる、同附属小の「児童訓練簿調製規定」（茨城県師範学校附属小学校 1902）は、この表簿を個性観察、個人訓練のために製することを明記している。

第一條 児童訓練簿ハ児童ノ個性ヲ観察シ個人訓練ヲ行フニ資スル目的ヲ以テ……

第二條 学級担任訓導及関係教生ハ毎ニ児童ノ個性ニ留心シ観察シ得タル特点又ハ注意スヘキ事項ハ児童訓練簿ニ記入シ絶エス之ヲ利用シテ訓練ノ方法ヲ講スヘシ……

（『茨城県師範学校附属小学校諸調査要領』第一集 1902, 川又含英堂 pp.1-25）

また、「児童訓練簿ニ記入スベキ用語ハ、通俗ニ渉ルモ妨ナキヲ以テ、努メテ其ノ実ヲ現サンコト」（第五條）としながらも、非常に詳細な用語例が列挙されており、その項目や用語はA小学校の「個性調査説明」に引き継がれているとみてよい。

育の場に受け入れられていく。それと同時に、かつて査定・評定のための資料であった表簿は、訓練経過の記録という目的を経て、さらには「児童教育」「個性教育」に資するための記録へと変化した。沢正が『学級経営』で述べたように、個性の発揮は個性観察の「予件」の上に行われるのであり、それは即、個性観察簿の必要に直結するとされたのである(沢 1912, p.20)。

それゆえ、個性調査簿は熱心に記入されなくてはならなかった。同じ文字を書き連ねたり、「何らの考案」もなされていない表簿は、以下のような批判の対象にもなった。

現今多数の小学校の観察簿(引用者注:個性観察簿)を見るに、多くは観察したる事項のみを記載するのみであつて、訓練の結果を記してゐない、それ故に入学の当時から卒業前になるまで、同じ観察眼を以て同じ児童に向つてゐる、斯くの如きは寧ろ初めから観察簿を作らぬ方がよいのである。観察簿の形式は種々に考へられる、予の見たものだけでも、なかなか沢山なことである、併し観察する事項が不動文字となつて多数に現はされてゐるか、少く現はされてゐるかに過ぎない、其他に何らの考案を廻らされたものが殆んど無いやうである

(川島 1911, p.126)

明治末において、児童の個性は注意深い「観察眼」によって見出され、表簿の中に記入されるべき対象となっていたわけである。いや、ここまでたどってきたことをふまえるならば、そうした表現は正確さを欠いているだろう。表簿をもって児童の個人性をとらえようとする実践の中でこそ、児童の個人性は見出されるようになったのであり、教師は児童を見る観察眼をもち、児童を語る言葉を得たのである。その実践が「個性」という言葉と出合ったことによって、児童は「個性」を見出される存在となったのである。

児童の個人性を記述する表簿は、児童という存在を定式化しただけでなく、家庭の中に学校を持ち込む役割も果たした。「学校教育が猶ほ適切な方向に向かつて行かうとするには学校と家庭との連絡といふものを抽象的にやつて居るのではなくて……学校が常に能動的に家庭に向かつて児童の個性に関して質問をしてやるといふことが大いに必要」(石田 1907, p.19)と認識されていたように、個性調査は家庭調査をも含んでいた。学校は、「単に従順な子弟の育成のみを責務とするわけではない。さらには、両親を監視し、彼らの生活様式や資産や信仰心や身持ちを調べあげるのに役立たなければならない。その学校は、成人にまで目を光らせて定期的な取締りを彼らに加えるための、言わば小型の社会的監視施設を形作づくる」(Foucault 1975=1977, p.212)というのは、なにも18世紀のキリスト教の学校に限られたことではない。個性調査は家庭の学校化を、ひいては社会の学校化を促すよう作用したのではあるまいか。

個性調査は、さらに学校の外へとつながりをもちはじめる。それは、職業への接続である。「児童観察の必用」について、「医師の所謂応病施薬を行ふが如く、出来得る限りは個人に適せる教育を施し、将来の職業選択の方針をも与ふる」(服部 1907, p.28)ためと説明しているのが、その初期の例である。時を経て、1927年の文部省訓令20号「児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル件」において示された「平素ヨリ児童生徒ノ個性ノ調査ヲ行」う理由は、「国民精神ヲ啓培スルト共ニ職業ニ関スル理解ヲ得シメ勤勞ヲ重ニスル習性ヲ養ヒ始メテ教育ノ本旨ヲ達成スルニ至ル」というものであった。

この訓令にもみられるように、昭和期に入るところには、「個性」と「尊重」は不可分に結びつき、

個性調査は「職業」や「国民精神」にも益する「重要ナル資料」と位置づけられた。それは、尋常小学校卒業までの6年間を学校に通い続けることが、ようやく一般化しようとしていた時期のことであった¹⁴。

*引用文中の旧字体は新字体に改めた。

註

- 1 たとえば、平成20年告示の小学校学習指導要領総則には、「個性を生かす教育の充実に努めなければならない」「日ごろから学級経営の充実に図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実に図ること」と定められている。
- 2 学制では、小学校から大学まで学ぶ者すべてを「生徒」と称した。小学校で学ぶ者について「児童」を使い始めるのは、1879(M12)年の「教育令」においてである。また、「教場」は授業時間以外立ち入ることが禁止されており、授業開始前、生徒は教師に呼ばれるまで「控室」や「控席」または校舎の外で待機した。
- 3 2010～2012年度科学研究費補助金基盤研究(C)「学校的社会化の現状と歴史に関する研究：〈児童の成立〉の解明に向けて」(研究課題番号：22530930, 研究代表者北澤毅)
- 4 1891年(M24)年の「学級編制等ニ関スル規則」(文部省令第12号)では、「学級」を「一人ノ本科正教員ノ一校室ニ於テ同時に二教授スヘキ一団ノ児童」と定義している。市町村立尋常小学校では、70人未満であれば年齢や等級が異なっても「1学級」として編成され、場合によっては100人未満であれば「1学級」に編成してもよかった(山根 2000, p.68)。つまり、「学級」は異年齢の児童、学力等級の異なる児童の集まりであった。
- 5 小学校教則大綱第21条に「小学校ニ於テ児童ノ卒業ヲ認定スルハ単ニ一回ノ試験ニ依ラスシテ平素ノ行状学業ヲモ斟酌スルヲ要ス」(教育史編纂会編 1938-1939, p.105)と定められた。
- 6 通知表は、「学校ト家庭ト気脈ヲ通スルノ方法」の一つとして普及していくことになる。通知表の歴史については山根(2010)参照。
- 7 この実践は『日本之小学教師』第1巻第2号(1899.5)にも紹介され、見開き2頁の年次累加個人表様式が掲載されている。
- 8 しかし、表簿の形式は集合表から単年度累加個人表、さらに年次累加個人表へと一様の変化をたどったわけではなく、単年度累加個人表を経ずに集合表から年次累加個人表へと変化している学校もある。また、変化した時期にも幅があり、年次累加個人表が出現した後も単年度累加個人表を用いていた学校は多くみられる。
- 9 第三次小学校令施行規則第23条により、「小学校ニ於テ各学年ノ課程ノ修了若シクハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク児童平素ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ」と規定された。
- 10 1900年8月に小学校令が出ると、9月15日付発行の『日本之小学教師』には早速「試験全廃に伴ふ平素の成績考査法」という記事が掲載され、翌年はほとんどの号に「成績考査」に関する記事が複数掲載されている。「考査は何の時に於てか之を行ふべき。宜しく日々教授の際に於て之を為すべし…否啻に教授の際に於てのみにあらざるべし苟も一念児童に及ぶ毎に必ず其の成績考査のことを怠るべからず」(山高 1901, p.31)という主張にみられるように、教師は常時考査を念頭に置くべきとされた。
- 11 『日本之小学教師』では、1901年の2月号から8月号までに、山形、三重、千葉をはじめとする各県師範と愛知第一師範、東京府師範学校の附属小学校による考査法や操行調査法、操行査定法、学業成績及操行査定法を掲載している。
- 12 たとえば、『日本之小学教師』第89号(1906.5)には、「熱心なる学校長の管理せる田舎小学校の実際」という記事がある。この学校では、「児童ノ性質ヲ研究スベシ」「家庭ノ状況ヲ研究スベシ」「児童ノ氣質観察ニ注意スベキコト」「観察録ヲ携帯スベキコト」などの項目を列挙した「教員心得」が教員控室に掲示されているという(pp.26-30)。これらを遂行することが、「熱心」という教員評価に

結びついているのである。

また別の校長は、児童および保護者について「詳に知らば、個性啓発に補ふと多かるべしと思ひ、児童訓練簿を調製せしも、一学級の児童数、僅に廿余名なれば、殆んど其必要なし」と述べている。というも、児童の父母兄弟とも親しく、壁を隔てて声を聞くだけで誰かがわかり、個々の気質に至るまで詳らかに把握しているからだという(川田 1905, pp.8-9)。「別に帳簿を調ぶるにも及ばない」にもかかわらず、それが義務として課されていないにもかかわらず、「個性啓発」のために「児童訓練簿」を作成する様は、滑稽なまでに「熱心」で「教育的」である。

- 13 山形県女子師範学校附属小学校(1905)の観察項目は「操行(習慣、举止、言語、行為)、心性(知能、感情、意志、気質)」であり、D小学校の項目は「知能、感情、意志、性質、習慣、举止、言語、行為」である。なお、D小学校では1914(T3)年以前の操行査定簿は集合表であり、1915年から単年度記載の個人表に変わっている。また、同じ山形県内のF小学校では、1904年の「性行調査簿」から単年度記載の個人表となっている。F小学校ではさらに、1908年から学業成績と性行調査を一つにまとめた様式を採用しており、その性行調査の項目は「心性(性質・智能(心力・才智・技能)・感情・意志)、操行(習慣、举止、言語、行為)」であった。
- 14 土方(2002)によれば、1920年代(地域によっては1930年代)になって、尋常小学校を卒業するまで在学することが重要となり、就学が普及したといえる。

〈引用文献〉

赤山敏平 1883『学事表簿記載法編纂』(本編)藤本活版所。

天野正輝 1993『教育評価史研究——教育実践における評価論の系譜』東信堂。

弾舜平編 1882『全国学校学務綱領』甲編、日新書齋。

Foucault, M., 1975, *Surveiller et punir : naissance de la prison*, Gallimard, (= 1977, 田村俊訳『監獄の誕生』新潮社)。

服部乙次郎「学校教育上児童観察の必要」『日本之小学教師』第100号, 1907.4, pp.27-29.

土方苑子 2002『東京の近代小学校——「国民」教育制度の成立過程』東京大学出版会。

茨城県師範学校附属小学校 1902『茨城県師範学校附属小学校諸調査要領』第一集, 川又含英堂。

池上誠 1905「小学校初学年に於ける教授の実際」『日本之小学教師』第74号, 1905.2, pp.23-26.

稲垣茂郎 1891「生徒性質品評手続」『三重県朝明郡私立教育会通信』第三回, pp.2-7.

板垣源次郎 1903「児童訓練の方法」『日本之小学教師』第49号, 1903.1, pp.46-50.

石田勝太郎 1907「個性研究調査の実行方法」『日本之小学教師』第100号, 1907.4, pp.17-20.

片桐芳雄 1995「日本における『個性』と教育・素描——その登場から現在に至る」森田尚人・藤田英典他編『教育学年報4 個性という幻想』世織書房, pp.53-84.

片桐芳雄 2006「日本における『個性』の登場——『個性』の初出を求めて」『日本女子大学大学院人間社会研究科紀要』第12号, pp.15-29.

川田鉄彌「教育の趣味」『日本之小学教師』第79号, 1905.7, pp.8-9.

河野誠哉 1995「〈表簿の実践〉としての教育評価史試論——明治期小学校における学業成績表形式の変容をめぐって」『教育社会学研究』第56集, pp.45-64.

河野誠哉 2003「個性の生産」森重雄・田中智志編『〈近代教育〉の社会理論』勁草書房, pp.53-92.

川島佐太郎 1911『農村教育と其施設』開発社。

教員文庫編集部編 1900『実験教育壇』(「教員文庫」第5編), 同文館。

教育史編纂会編 1938-39『明治以降教育制度発達史』第3巻, 龍吟社。

松尾正統「児童台帳」『日本之小学教師』第42号, 1902.6, p.30.

峰是三郎・生駒恭人 1890『学校管理法』文学社。

宮林亨 1884『小学校管理法摘要』新潟:井筒駒吉。

能勢栄 1890『学校管理術』金港堂。

岡本常次郎 1896『単級学校ノ教授ト管理』金港堂。

岡山県女子師範学校附属小学校編 1910『岡山県女子師範学校附属小学校研究報告第一輯』山陽図書。

沢正 1912『学級経営』弘道館。

- 多田房之輔 1889『実用学校管理法』東京教育社.
- 寺尾捨次郎編・伊沢修二校 1894『学校管理法 附・教育法令』大日本図書.
- 筑摩県師範学校編纂（金子尚政閔）1874『上下小学授業法細記』.
東京府 1877『教師心得』.
- 東京府教育会 1890『東京府下小学校教育品展覧会報告書』第2冊附録.
- 山形県女子師範学校附属小学校 1905『山形県女子師範学校附属小学校規則及内規』.
- 山形県女子師範学校附属小学校 1911「我校の訓練法」『山形県教育雑誌』第251号（1910.2），pp.27-29，
同第252号（1910.3），pp.19-24，同第253号（1910.4），pp.17-24.
- 山根俊喜 1995「明治後期～大正初期における個性教育論の諸相」稲葉宏雄編『教育方法学の再構築』あゆみ出版，pp.196-222.
- 山根俊喜 2000「明治前期小学校における生徒集団の区分原理の展開——『日本的』学級システムの形成（2）」『鳥取大学教育地域科学部教育実践研究指導センター研究年報』第9号，pp.61-70.
- 山根俊喜 2010「日本における通知表の歴史再考」教育目標・評価学会編『「評価の時代」を読み解く——教育目標・評価研究の課題と展望』上巻，日本標準.
- 山高幾之丞 1901「児童成績考査の方法」『日本之小学教師』第26号，pp.30-32.
- 若林虎三郎・白井毅 1884『改正教授術』続編卷二，普及舎.
- 渡辺丹三郎編，依田孝閔 1884『学事表簿取調心得注釈』徴古堂.
（執筆者名のない雑誌記事）
- 「生徒行状調査簿」『北海道教育雑誌』第62号，1898.2.27，pp.50-53.
- 「生徒の心状を記録し置くべきこと」『教育時論』第110号，1888.5.5，p.28.
- 「熱心なる学校長の管理せる田舎小学校の実際」『日本之小学教師』第89号，1906.5，pp.26-30.